

堺市上下水道局優良建設工事施工者表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の建設業者の施工意欲と建設技術の向上発展に資するため、上下水道局が発注した建設工事（以下「工事」という。）の施工が優秀な者を表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰基準)

第2条 表彰は、工事請負契約に従って誠実に履行し、堺市上下水道局工事成績評定要領（平成25年制定）第3条の規定により評定された工事成績が優秀であり、かつ、他の模範となる施工者（以下「優良建設工事施工者」という。）に対して行う。

2 表彰の対象となる工事は、前年度に完成した工事の中から別に定める要領により選定する。

(優良建設工事施工者の決定)

第3条 被表彰者となる優良建設工事施工者は、堺市建設工事入札参加資格等審査委員会要綱（昭和61年制定）第1条の規定により設置する堺市建設工事入札参加資格等審査委員会の審査を経て、上下水道事業管理者が決定するものとする。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年度1回、優良建設工事施工者に対して表彰状を授与して行う。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。